

大和市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第6号

### 大和市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

大和市行政手続条例施行規則（平成9年大和市規則第35号）の一部を次のように改正する。

本則を第2条とし、同条に見出しとして「（意見をあらかじめ聴くことを要しない処分）」を付し、第1条として次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この規則は、大和市行政手続条例（平成9年大和市条例第2号。以下「条例」という。）

第37条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

本則に次の3条を加える。

（行政指導の中止等の求めの手續）

第3条 条例第35条の2第2項に規定する申出書は、原則として、行政指導中止等申出書によるものとする。

2 行政指導の中止等の求めを行った者に対しては、当該求めに応じて行った調査、措置等の内容を、原則として、行政指導中止等結果通知書により通知するものとする。

（処分等の求めの手續）

第4条 条例第36条の3第2項に規定する申出書は、原則として、処分等申出書によるものとする。

2 処分等の求めを行った者に対しては、当該求めに応じて行った調査、措置等の内容を、原則として、処分等申出結果通知書により通知するものとする。

（様式）

第5条 この規則で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

## 別表（第5条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	行政指導中止等申出書	第3条
第2号様式	行政指導中止等結果通知書	第3条
第3号様式	処分等申出書	第4条
第4号様式	処分等申出結果通知書	第4条

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。